

資料 2

論点に係る資料

目 次

1. 適用関係

中間報告（適用関係抜粋）	1
雇用保険の被保険者について	2
適用範囲の変遷	4
短時間労働被保険者とそれ以外の一般被保険者の給付における相違について	5
各国の労働力率	6
OECD 諸国における高年齢者雇用の状況	7
高年齢者の就業状況	8
雇用者の雇用形態	9
雇用者の勤務形態	10
就業についての引退及び引退時期	11

2. 失業等給付・雇用保険三事業

中間報告（失業等給付・雇用保険三事業関係抜粋）	12
受給資格者の区分と給付制限について	13
基本手当受給者の過去の受給回数	15
賞与の支給状況	16
平成 19 年度通年雇用安定給付金等概算要求額について	17
季節労働者対策について（案）	18
特例一時金受給者の受給回数	19
特例一時金複数回受給者の産業別分布	20
失業等給付の不正受給状況	21
不正受給への対応について	22
教育訓練給付の不正受給に対する現在の対応	23
雇用保険被保険者と教育訓練給付受給者数の比較	24
高年齢雇用継続給付に係るサンプリング調査の結果	25
年齢階級別平均給与額	26
育児休業給付の期間雇用者の状況	28
期間雇用者に対する育児休業及び育児休業給付の適用について	29
審議経緯	30

雇用保険制度の見直しについて（中間報告）（抄） (適用関係)

第2 雇用保険制度の見直しに当たっての視点

1 適用

- ① 短時間労働被保険者の被保険者資格区分をなくし、一般被保険者として一本化するとともに、通常の労働者と短時間労働被保険者の受給資格要件（通常 6 月・月 14 日以上、短時間 12 月・月 11 日以上）を一本化することが適當ではないか。その際、受給資格要件については、循環的な給付を防ぐ観点から、特定受給資格者は 6 月、それ以外の者は 12 月とすることについてどう考えるか。
- ② マルチジョブホルダー等就業形態の多様化に対応した雇用保険の適用範囲について、さらに議論すべきではないか。
- ③ 労働政策の対象年齢との関連も念頭に置きつつ、65 歳以降の対処について検討する必要はないか。

雇用保険の被保険者について

1 一般被保険者

雇用保険の適用事業（※1）に雇用される労働者（※2）をいう（雇用保険法（以下「法」という。）第4条第1項）。

ただし、次に掲げる者は被保険者とならない（法第6条）。

- ① 65歳に達した日以後に雇用される者
- ② 短時間労働者（※3）であって、季節的に雇用される者又は短期の雇用（※4）に就くことを常態とする者（4の日雇労働被保険者に該当する者を除く。）
- ③ 日雇労働者（※5）であって、適用区域（※6）に居住し適用事業に雇用される等の要件（4の①～③のいずれかの要件）に該当しない者
- ④ 4ヶ月以内の期間を予定して行われる季節的事業に雇用される者
- ⑤ 船員保険の被保険者
- ⑥ 国、都道府県、市町村等に雇用される者

※1 労働者が雇用される事業（農林水産の事業のうち常時雇用する労働者の数が5人未満の個人事業は暫定任意適用事業）

※2 1週間の所定労働時間が20時間以上であることが必要であり、また、1週間の所定労働時間が同一の適用事業に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間よりも短く、かつ、40時間未満である者は、反復継続して就労すること（具体的には、1年以上引き続き雇用されることが見込まれること）が必要である。

※3 1週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者よりも短く、かつ、30時間未満である者

※4 同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が1年未満である雇用

※5 日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者

※6 東京都の特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であって、厚生労働大臣が指定するもの

○ 短時間労働被保険者

一般被保険者のうち短時間労働者である者をいう（法第13条第1項第1号）。

2 高年齢継続被保険者

同一の事業主の適用事業に65歳に達した日前から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者であって、短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者に該当しないものをいう（法第37条の2第1項）。

3 短期雇用特例被保険者

被保険者のうち次のいずれかに該当する者（ただし、短時間労働者に該当する者を除く。）をいう（法第38条第1項）。

- ① 季節的に雇用される者
- ② 短期の雇用に就くことを常態とする者

4 日雇労働被保険者

被保険者である日雇労働者であって、次のいずれかに該当する者及び公共職業安定所長の認可を受けた者をいう（法第43条第1項）。

- ① 適用区域に居住し、適用事業に雇用される者
- ② 適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある適用事業に雇用される者
- ③ 適用区域外の地域に居住し、適用区域外の地域にある適用事業であって厚生労働大臣が指定したものに雇用される者

適用範囲の変遷

適用労働者の範囲の変遷

昭和50年～

- ・所定労働時間：通常の労働者のおおむね4分の3以上かつ22時間以上
- ・年収：52万円以上
- ・雇用期間：反復継続して就労する者であること

平成元年～

- ・週所定労働時間：22時間以上
- ・年収：90万円以上
- ・雇用期間：一年以上（見込み）

平成6年～

- ・週所定労働時間：20時間以上
- ・年収：90万円以上
- ・雇用期間：一年以上（見込み）

平成13年～

- ・週所定労働時間：20時間以上
- ・年収：（年収要件を廃止）
- ・雇用期間：一年以上（見込み）